

[経済産業省委託事業]

中国税関水際取締りにおける刑事移送手
続きに関する調査報告書

2014年3月

日本貿易振興機構上海事務所

知識産権部

JETRO

第二章 関連法規

水際取締りにおける刑事移送関連の主な法律・法規は以下のとおりである。

表4 水際取締りにおける刑事移送関連の主な法律・法規

法令	制定機関	発効日
中華人民共和国刑法（以下、「刑法」）	全国人民代表大会	1997年10月1日
中華人民共和国税関法（以下、「税関法」）	全国人民代表大会	2001年1月1日
行政機関による犯罪嫌疑案件移送に関する規定	国務院	2001年7月9日
中華人民共和国税関行政処罰実施条例（以下、「税関行政処罰実施条例」）	国務院	2004年11月1日
中華人民共和国知識産権税関保護条例（以下、「税関保護条例」）	国務院	2010年4月1日
知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見（以下、「意見」）	最高裁判所、最高人民検察院、公安部	2011年1月10日
知的財産権侵害刑事事件処理の法律の具体的適用の若干の問題に関する解釈（以下、「解釈一」）	最高裁判所・最高人民検察院	2004年12月22日
知的財産権侵害の刑事事件の法律の具体的適用の若干の問題に関する解釈（2）（以下、「解釈二」）	最高裁判所・最高人民検察院	2007年4月5日
公安機関が管轄する刑事事件の訴追基準に関する規定（一）（以下「立件訴追基準一」）	最高人民検察院・公安部	2008年6月25日
公安機関が管轄する刑事事件の訴追基準に関する規定（二）（以下「立件訴追基準二」）	最高人民検察院・公安部	2010年5月7日
刑事事件の立件監督に関する問題についての規定（試行）（以下「立件監督規定」）	最高人民検察院・公安部	2010年10月1日
公安部 税関総署の知的財産権における法執行の協力強化に関する暫定規定（以下、「暫定規定」）	公安部・税関総署	2006年3月24日
中華人民共和国知的財産権税関保護条例に関する実施弁法（以下、「税関保護条例実施弁法」）	税関総署	2009年7月1日

1. 刑事移送の根拠となる法律と規定

以下の法律と規定は税関が犯罪の疑いがある案件を発見した場合、公安に移送すべきであることを定めている。

刑事移送を定めた法律、規定	税関法 91 条 本法律に違反し、中華人民共和国の法律・法規で保護される知的財産権を侵害した貨物を輸出入する場合、税関より法に基づき侵害貨物を没収し、かつ罰金を科す。犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。
	税関保護条例 26 条 税関は、知的財産権保護の実施において犯罪事件に係わる恐れがあることを発見した場合、これを法により公安機関に移送し処理しなければならない。 29 条 知的財産権を侵害する貨物の輸出入行為につき、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。
	税関保護条例実施弁法 32 条 (前略) 輸出入の権利侵害行為に犯罪の疑いがある場合、税関は法に基づき公安機関に移送しなければならない。
	暫定規定 5 条 税関は法執行の過程で重大な知的財産権侵害案件の手がかりを発見した場合、すみやかに公安機関に通報しなければならない。
	税関行政処罰実施条例 4 条 (前略) 違法行為に犯罪の疑いがある場合、税関密輸犯罪捜査公安機構、地方公安機関へ移送し法に基づいて処理を行う。 25 条 中華人民共和国の法律、行政法規によって保護される知的財産権を侵害する貨物の輸出入を行った場合、権利侵害貨物を没収し、貨物価額の30%以下の罰金に処す。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

2. 刑事移送の要件

上記各条文から、刑事移送の要件を以下のように読み取ることができる。

- ・ 犯罪を構成した場合
- ・ 犯罪事件に係わる恐れがあることがわかった場合
- ・ 重大な知的財産権侵害案件の手がかりを発見した場合

では、「犯罪を構成する」要件とは何か、「重大な知的財産権侵害案件」の具体的な基準は何か。現行の法令では、これらに関する明確な条文があまり見当たらない。

そのなかで、税関総署が2011年3月に配布した、知的財産権侵害犯罪の疑いがある案件の公安機関への通報および移送の強化に関する通達(以下、「移送強化通達」)は、以下の要件を満たした案件をかならず公安へ通報するように指示している。

通報対象
①模倣品の価額が15万元以上
②商品標識が2万件以上
③海賊版光ディスクが500枚以上
④税関総署が定めたその他通報すべき案件

①については、商標権侵害品であろうが意匠権侵害品であろうが、侵害類型を問わず侵害品の価額が15万元以上であれば公安へ通報しなければならないという解釈が可能である。

①は商標権侵害品をおもな対象としている可能性が高い。理由は税関で差止めた案件の中

では、商標権侵害の件数が圧倒的だからである。「2012 年中国税関知的財産権保護状況」によると、2012 年に全国の税関で差止められた案件の中で、商標権侵害案件が 94%を占めている。また、税関で差止められた物品は未売品であると見なされる可能性が高い。立件訴追基準二 70 条 2 項は登録商標冒用商品の販売行為に関して、まだ販売されていないが、商品の価額が 15 万元以上である場合、刑事案件として訴追できると定めている。

②の商品標識とはロゴそのものを指していると考えられる。例えば、マシンに貼るプレート、服にある商標付きの織りネームなど。

なお、刑法や司法解釈によれば、下記要件 (a～e) を満たせば、刑事案件として訴追の対象となる¹。例えば、取締機関が商標の付された商品を押収した場合、(a) 登録商標冒用罪または(b) 登録商標冒用商品販売罪の基準にもとづき、刑事移送できるかどうかを判断する。商品標識のみを押収した場合、(c) 登録商標の標識の不法生産販売罪の基準にもとづき、刑事移送できるかどうかを判断する。

移送強化通達でも明確にされていない部分については、下記の立件要件が参考になると思われる。

(a) 登録商標冒用罪

定義	刑法 213 条：登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品に登録商標と同一の商標を使用する行為。
訴追基準	「解釈一」1 条 1 項、立件訴追基準二 69 条：情状が重大な場合 ア. 不法経営額が 5 万元以上または違法所得額が 3 万元以上の場合。 イ. 二種類以上の登録商標を冒用し、不法経営額が 3 万元以上または違法所得額が 2 万元以上の場合。 ウ. その他情状が重大な場合。
加重情状	「解釈一」1 条 2 項：情状が特に重大な場合 ア. 不法経営額が 25 万元以上または違法所得額が 15 万元以上の場合。 イ. 二種類以上の登録商標を冒用し不法経営額が 15 万元以上または違法所得額が 10 万元以上の場合。 ウ. その他情状が特に重大な場合。

検討

工場が自ら生産し輸出しようとして差止められた場合、これは生産行為に該当するか、あるいは販売行為となるのか。生産行為と見なされる場合、(a) 登録商標冒用罪が適用されるべきである。その場合の刑事移送要件は「不法経営額が 5 万元以上」となる。

¹ ジェトロが 2013 年 3 月に発行した「模倣対策マニュアル 中国編」にも記載あり。

同一種類の商品などの概念は以下のとおり解釈されている。

<p>同一種類の商品</p>	<p>「意見」5条1項： ① 名称が同一である商品 (「名称」は一般的に「商標登録用の商品およびサービスの国際分類」に定める商品の名称を指す)。 ② 名称は異なるものの同一の物を指す商品 (機能、用途、主要原料、消費対象、販売ルート等において同一または基本的に同一であり、同一種類の物として関連公衆に一般的に認められている商品を指す)。 注意： 民事上、「類似の商品」での使用も商標権侵害となるが、 刑事上、「類似の商品」での使用は犯罪にならない。</p>
<p>同一の商標</p>	<p>「解釈一」8条1項： 冒用される登録商標と完全に同一または冒用される登録商標と外観上基本的な差がなく、一般消費者に誤認を生じさせるに足る商標を指す。 「意見」6条： ①登録商標の字体、大文字・小文字または横・縦並びを変更したもので、登録商標と僅かな違いしかない場合。 ②登録商標の文字、アルファベット、数字等の間のスペースを変更したもので、登録商標の顕著な特徴を表すことに支障をもたらさない場合。 ③登録商標の色を変更した場合。 ④登録商標と外観上基本的に同一であり、公衆に誤認を生じさせるに足りるその他の商標。 注意： 民事上、類似商標の無断使用も商標権侵害となるが、 刑事上、同一商標の無断使用のみ犯罪となる。</p>
<p>使用</p>	<p>「解釈一」8条2項： 登録商標または冒用した登録商標を商品、商品の包装または容器および製品説明書、商品取引文書に使用し、または登録商標若しくは冒用した登録商標を広告宣伝、展覧およびその他の商業活動等に用いる行為を指す。</p>
<p>不法経営額</p>	<p>「解釈一」12条： 行為者が知的財産権侵害の過程で、生産、貯蔵、輸送、販売した権利侵害製品の価額を指す。すでに販売した権利侵害製品の価額は実際に販売した価格に基づいて計算され、生産、貯蔵、輸送および販売されていない権利侵害製品の価額は、表示価格またはすでに調査した権利侵害品の実際の販売平均価格に基づいて計算される。権利侵害製品に表示価格がなく、または実際の販売価格を調査できない場合は、被権利侵害製品の市場の中間価格に基づいて計算される。 数回にわたり知的財産権を侵害し、かつ行政処罰または刑事処罰されていない行為については、不法経営金額、違法所得金額または販売金額の累計で計算する。 「意見」第7条： 生産、貯蔵、輸送および販売されていない登録商標侵害製品の金額算定の際、生産は完了しているが、登録商標が貼付されていない、または完全には貼付されていない製品については、当該製品に他者の登録商標を貼付しようとする意思が確実で十分な証拠により証明されれば、その金額を不法経営額に計上する。</p>

(b) 登録商標冒用商品販売罪

定義	刑法 214 条：登録商標を冒用した商品であることを明らかに知りながら販売する行為。
訴追基準	「解釈一」2 条 1 項：金額が比較的大きい場合 販売金額が 5 万元以上の場合。 立件訴追基準二 70 条： ア．販売金額が 5 万元以上である場合。 イ．まだ販売されていないが、商品の価額が 15 万元以上である場合。 ウ．販売金額が 5 万元以下であるが、販売金額とまだ販売されていない商品の価額を合わせて 15 万元以上である場合。
加重情状	「解釈一」2 条 1 項：金額がきわめて大きい場合 販売金額が 25 万元以上の場合。

検討

侵害業者が輸出しようとして差止められた侵害品は販売済みと見なすか、まだ販売されていないものと見なすかによって、刑事移送の要件が異なる。前者である場合、販売金額の要件は 5 万元となる。後者である場合、その要件は 15 万元となる。上記「移送強化通達」では「模倣品の価額が 15 万元以上」との指導意見を出していることを考えれば、後者、すなわち「まだ販売されていない」と解釈されているようである。

販売金額などの概念は以下のとおり解釈されている。

販売金額	「解釈一」9 条 1 項： 登録商標を冒用した商品の販売後に取得および得られるべきすべての違法収入をいう。
明らかに知りながら	「解釈一」9 条 2 項： ア．自己が販売する商品上の登録商標が改ざん、交換されるかまたはカバーされていることを知っている場合。 イ．登録商標を冒用した商品を販売することにより行政処罰を受けたことがあるか、または民事責任を負わされたことがあり、再び同一種類の登録商標を冒用した商品を販売する場合。 ウ．商標登録者の許諾文書を偽造、改ざんするか、または当該文書が偽造され、改ざんされたものであることを知っている場合。 エ．その他に虚偽登録商標の商品状況を知っているか、または知るべき場合。

(c) 登録商標の標識の不法生産販売罪

定義	刑法 215 条 ：他人の登録商標の標識を偽造し、無断で生産し、または偽造し、無断で生産した登録商標の標識を販売する行為。
訴 追 基 準	「解釈一」 3 条 1 項、立件訴追基準二 71 条 ：情状が重大な場合 ア．偽造、無断生産し、または販売した偽造、無断生産の登録商標の標識の数量が 2 万件以上、または不法経営額が 5 万元以上若しくは違法所得額が 3 万元以上の場合。 イ．偽造、無断生産し、または販売した偽造、無断生産の二種類以上の登録商標の標識の数量が 1 万件以上、または不法経営額が 3 万元以上若しくは違法所得額が 2 万元以上の場合。 ウ．その他情状が重大な場合。
加 重 情 状	「解釈一」 3 条 2 項 ：情状が特に重大な場合 ア．偽造、無断生産し、または販売した偽造、無断生産の登録商標の標識の数量が 10 万件以上、または不法経営額が 25 万元以上若しくは違法所得額が 15 万元以上の場合。 イ．偽造、無断生産し、または販売した偽造、無断生産の二種類以上の登録商標の標識の数量が 5 万件以上、または不法経営額が 15 万元以上若しくは違法所得額が 10 元以上の場合。 ウ．その他情状が特に重大な場合。

(d) 特許冒用罪

定義	刑法 216 条 ：他人の特許を冒用する行為。 「解釈一」 10 条 ： ア．許諾を得ず、生産または販売する製品、製品の包装に他人の特許番号を表記する場合。 イ．許諾を得ず、広告またはその他の宣伝資料に他人の特許番号を使用し、かかる技術が他人の特許技術であると誤認させる場合。 ウ．許諾を得ず、契約書に他人の特許番号を使用し、契約に関連する技術が他人の特許技術だと誤認させる場合。 エ．他人の特許証書、特許文書または特許出願文書を偽造または変造する場合。
訴 追 基 準	「解釈一」 4 条、立件訴追基準二 72 条 ：情状が重大な場合 ア．不法経営金額が 20 万元以上または違法所得金額が 10 万元以上の場合。 イ．特許権者に 50 万元以上の直接的な経済損失をもたらした場合。 ウ．二つ以上の他人の特許を偽造し、不法経営金額が 10 万元以上または違法所得金額が 5 万元以上の場合。 エ．その他情状が重大な場合。

(e) 著作権侵害罪

定義	<p>刑法 217 条：営利目的で下記に該当する著作権を侵害する行為を行なうこと。</p> <p>ア．著作権者の許諾を得ずに、文字作品、音楽、映画、テレビ、録画作品、コンピュータソフトウェアその他の著作物を複製発行した場合。</p> <p>イ．他人が専有出版権を享有する図書を出版した場合。</p> <p>ウ．録音録画制作者の許諾を得ずに、その者が製作した録音録画の著作物を複製発行した場合（録音録画制作者の許諾を得ずに情報ネットワーク伝達を通して録音録画作品を複製発行する行為も含まれる。－最高裁判所・最高人民検察院による「著作権侵害刑事事件における録音録画製品の関連問題に対する回答」）。</p> <p>エ．他人の署名を冒用した美術作品を制作しまたは販売した場合。</p>
訴 追 基 準	<p>「解釈一」5 条 1 項、「解釈二」1 条、立件訴追基準一 26 条、「意見」13 条 1 項：</p> <p>①違法所得金額が比較的大きな場合：違法所得額が 3 万元以上の場合</p> <p>②その他情状が重大である場合：</p> <p>ア．不法経営金額が 5 万元以上の場合。</p> <p>イ．著作権者の許諾を得ずに、文字著作物、音楽・映画・テレビ・録画作品、コンピュータソフトウェア、録音録画作品およびその他の著作物を複製発行し、複製品の数量が合計 500 枚（部）以上の場合。</p> <p>ウ．情報ネットワークを通じて、他人の文字作品、音楽、映画、テレビ、美術、撮影、録画作品、録音録画製品、コンピュータソフトウェアおよびその他の作品を公衆に伝播し、かつ下記いずれかに該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none">・不法経営額が 5 万元以上である場合。・他人の作品を伝播した数が合計で 500 件(部)以上である場合。・他人作品を伝播する実際のクリック数が 5 万回以上である場合。・会員制方式により他人の作品を伝播し、登録会員数が 1000 人以上に達した場合。・金額または数量は上記第 1 号から第 4 号までの基準に達していないものの、その中の二項目以上の基準の半分以上をそれぞれ達した場合。・その他情状が重大な場合。 <p>エ．その他情状が重大な場合。</p>
加 重 情 状	<p>「解釈一」5 条 2 項、「解釈二」1 条、「意見」13 条 2 項：</p> <p>① 違法所得額が巨額の場合：違法所得額が 15 万元以上の場合。</p> <p>② 情状が特に重大な場合：</p> <p>ア．不法経営額が 25 万元以上の場合。</p> <p>イ．著作権者の許諾を得ずに、文字著作物、音楽・映画・テレビ・録画作品、コンピュータソフトウェア、録音録画作品およびその他の著作物を複製発行し、複製品の数量が合計 2,500 枚（部）以上の場合。</p> <p>ウ．情報ネットワーク上で他人の作品を伝播することに関する意見 13 条 1 項に定める行為を行い、その金額または数量が同項第 1 号から第 5 号までの基準の 5 倍以上に達した場合</p> <p>エ．その他情状が特に重大な場合。</p>

3. 公安の管轄

現状では税関が刑事案件の手がかりを発見した場合、現地の公安に通報すべきである。そして、容疑者の所在地と関係なく、発見した税関の現地の公安が管轄権限を有する。ただし、必要がある場合、かつ容疑者の主要犯罪地または居住地が他所にある場合、他所の公安機関が管轄することもできる。関連条文は以下のとおりである。

管轄について	暫定規定 5条 税関は法執行の過程で重大な知的財産権侵害案件の手がかりを発見した場合、すみやかに公安機関に通報しなければならない。案件の手がかりは原則的に各直属の税関から現地の同級公安機関に通報しなければならない。しかし双方の話し合いによる同意がある場合、直属の税関または隷属の税関が現地の公安機関に通報することもできる。
	意見 1条 知的財産権侵害犯罪事件は、犯罪地の公安機関で立件、捜査される。必要な場合、犯罪容疑者の居住地の公安機関で立件、捜査することができる。知的財産権侵害犯罪事件の犯罪地には、侵害製品の生産地、貯蔵地、輸送地、販売地、そして権利侵害作品の発信や販売を行うウェブサイトのサーバーの所在地、ネットワーク接続地、ウェブサイト設立者または管理者の所在地、権利侵害作品をアップロードする者の所在地、権利者が実際に侵害を受けた犯罪の結果の発生地が含まれる。知的財産権侵害犯罪地が複数ある場合は、最初に受理した公安機関または主要な犯罪地の公安機関の管轄とする。複数ある知的財産権侵害犯罪地の公安機関で管轄について争議がある場合、共通の上級公安機関が管轄を指定する。逮捕許可の要請、送検・起訴、公訴の提起が必要な場合は、当該公安機関の所在地の同級の人民検察院、人民法院が受理する。 異なる犯罪容疑者や犯罪グループが地域横断で実施する同一ロットの権利侵害製品に関わる生産、貯蔵、輸送、販売など知的財産権侵害犯罪行為に対して、併合処理の要件に合致している場合は、関係のある公安機関はこれを合わせて立件、捜査することができる。逮捕許可の要請、審査起訴への移送、公訴の提起が必要な場合は、当該公安機関の所在地の同級の人民検察院、人民法院が受理する。
	公安機関の刑事事件処理の手続に関する規定 15条 刑事案件は犯罪地の公安機関が管轄する。容疑者の居住地の公安機関が管轄することが適切な場合は、容疑者の居住地の公安機関がこれを管轄することができる。 犯罪地には犯罪行為発生地と犯罪結果発生地が含まれる。犯罪行為発生地には犯罪行為の実施地および予備地、開始地、経過地、終了地など犯罪行為と関わる場所が含まれる。犯罪行為が連続、持続または継続状態である場合、犯罪行為の連続、持続または継続実施の場所はすべて犯罪行為発生地に属する。犯罪結果発生地には犯罪対象が侵害された場所、犯罪所得の実際取得地、隠匿地、移転地、使用地、販売地が含まれる。 居住地には戸籍所在地と通常居住地が含まれる。通常居住地とは公民が戸籍所在地から出た後、最後の連続一年間以上住んでいる場所のことである。 法律、司法解釈またはその他の公文書が犯罪案件の管轄について特別な規定を作

	<p>成した場合、その規定に従うべきである。 (中略)</p> <p>18 条 複数の公安機関が管轄権を持つ場合は、最初に受理した公安機関が管轄する。必要なときは、主要な犯罪地の公安機関が管轄することができる。</p> <p>19 条 管轄不明または管轄に争いがある刑事案件については、関係する公安機関の協議により解決することができる。協議ができない場合、それらの共同の上級公安機関が管轄を指定することができる。</p> <p>特別な事情がある刑事案件については、それらの共同の上級公安機関が管轄を指定することができる。</p>
--	--

しかし、税関所在地の公安が容疑者所在地の公安と異なる場合、管轄権の問題で公安内部の手続きが必要となる。それが複雑で刑事移送に至らなかったという声もある。

日本の IIPPF が 2013 年 11 月に税関総署を訪問した際、この点について税関総署側の意見を仰いだそうである。税関総署側も問題があることを認識しており、暫定規定の改定を検討しているとした上で以下の主旨の発言があった。「現行の『公安部・税関総署の知的財産権における法執行の協力強化に関する暫定規定』の改定に関し、現在は税関が差止めた後、税関所在地の公安に送致するが、公安と侵害者の所在地が異なる場合があり、公安内で侵害者の所在する公安に再度送致しており、時間がかかり、効率も悪い。そこで侵害者が所在する公安に、税関から直接送致できることを検討している」。

4. 刑事移送の監督

本来であれば刑事移送すべきにもかかわらずされなかった場合、権利者には二つの救済方法があると考えられる。

- (1) 検察院などの監督部門へ申し立てること
- (2) 人民法院へ訴えを提起すること

関連条文は以下のとおりである。

- (1) 検察院などの監督部門へ申し立てること

税関が移送しない場合	<p>行政機関による犯罪嫌疑案件移送に関する規定 14条</p> <p>行政機関が犯罪嫌疑案件を移送する場合、人民検察院と監察機関の法律に基づく監督のもとで実施すべきである。行政機関が本規定に違反し、公安機関へ移送すべき案件を移送しない場合、どの企業も個人も人民検察院、監察機関および上級行政機関へ申し立てる権利がある。</p>
公安機関が立件しない場合	<p>立件監督規定4条</p> <p>公安機関が立件、調査しなければならない告訴または移送される係争事件を立件、調査しないことを、被害者およびその法定代理人、近親者または行政法執行機関が人民検察院に申し立てる場合、人民検察院はこれを受理し、審査するものとする。</p> <p>人民検察院は、公安機関が立件、調査しなければならない事件を立件、調査しない可能性が発覚された場合には、法に基づいた審査を行うものとする。</p>

(2) 人民法院へ訴えを提起すること（刑事自訴）

人民法院へ直接訴えを提起する場合	「解釈二」 5条 被害者が知的財産権の侵害を証明する証拠を有する刑事事件を人民法院へ訴えを提起する場合、人民法院は法に従い受理しなければならない。社会秩序と国家利益に深刻な損害を与えるような知的財産権侵害による刑事事件は、人民検察院が法に基づき公訴を提起する。
------------------	--